

PCBを使用した電気機器に関する調査を実施します。

PCB（※1）廃棄物については、PCB特別措置法（※2）により、処分期間内の適正処理が義務付けられています。横浜市では、期間内の適正処理を実現するため、自家用電気工作物設置者及び昭和52年3月までに建てられた事業用建物（共同住宅を含む）を対象に、PCB使用電気機器の保管及び使用状況の調査を10月26日（予定）から実施します。

※1 ポリ塩化ビフェニルの略。燃えにくく、電気を通しにくい人工の油で、以前は電気機器等に使われていましたが、有害であることが判明したため昭和47年より製造は禁止されました。

※2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

1 調査対象

(1) 自家用電気工作物設置者

平成28・29年度に実施した調査において、未達、未回答及び回答内容不備となった事業者並びに新たに調査対象となった事業者 約9,000件

(2) 昭和52年3月以前に建てられた事業用建物（共同住宅を含む） 約30,000件

2 主な調査項目

(1) 自家用電気工作物設置者

PCB使用変圧器・コンデンサーの有無、照明器具の改修状況及びPCB使用の有無等

(2) 昭和52年3月以前に建てられた事業用建物（共同住宅を含む）

照明器具の改修状況及びPCB使用の有無等

詳細は資源循環局HP (<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>) に掲載予定です。

3 調査の手順

(1) 自家用電気工作物設置者

対象者に調査票を郵送し、返信していただきます（Web回答フォームやFAX等による返信も可）。郵送調査により、未達、未回答及び回答内容不備となった事業者に対しては、個別訪問により調査票の回収を行います。

(2) 昭和52年3月以前に建てられた事業用建物（共同住宅を含む）

対象者に調査票を郵送し、返信していただきます（Web回答フォームやFAX等による返信も可）。

4 調査業務受託者

株式会社ゼンリン 横浜営業所

5 横浜市内で保管されているPCB廃棄物の処分期間

廃棄物種類		処分期間
高濃度 PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサー	平成34年3月31日まで
	安定器	平成35年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物		平成39年3月31日まで

お問合せ先

資源循環局産業廃棄物対策課長 富岡 淳 Tel 045-671-2526